労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針

第六 その他 確保するため、次の事項に配慮すること。 ける時間の確保) 三 事業主は、第二の一に掲げる情報について、可能な 三 休暇の付与の対象となる教育訓練等の範囲につい 一 事業主は、キャリア・コンサルティングの実施に関 する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を効果的に ること。 限り、求職者に対しても提供するよう努めること。 一 一の措置について、労働協約若しくは就業規則又は 又はキャリア・コンサルティングを受けるための休 支援措置等の効果的な活用を図ること。 図ること。 労働者に周知すること等により、その活用の促進を図 事業内職業能力開発計画に明記すること、その内容を 刻の変更、時間外労働の制限等の適切な措置を講ずる 時間とが重複する場合等について、始業及び終業の時 事業主は、始業及び終業の時刻の変更その他職業に関 等その効果的な付与に配慮すること。 ティングとの組合せ、定期的に付与する仕組みの導入 となるよう、配慮すること。 に資する休暇を与えるよう配慮すること。 の休暇等労働者自らによる多様な職業能力開発の促進 暇、自己啓発を目的としたボランティア体験等のため する技術的な助言、キャリア形成促進助成金その他の する等により、職業能力開発推進者の積極的な活用を 業内職業能力開発計画の実施に当たっての権限を委任 て、労働者の希望及び適性に応じた多様な選択が可能 労働者が受講を希望する教育訓練の実施時間と就業 職業能力開発推進者を適切に選任するとともに、事 法第十条の三第二号に関する事項(教育訓練等を受 長期にわたる休暇について、キャリア・コンサル